

第7回 まちづくり常任委員会会議録

令和2年9月3日(木)

委員会 議 室

○会議日程

- 1 開会宣告(10時45分)
- 2 調査事項
 - (1) 住民生活課所管
 - ①町所有霊柩車の廃止検討に係る現状について
 - (2) 保家福祉課所管
 - ①新型コロナウイルス感染症対策事業(第2次)の概要について
 - (3) 教育委員会所管
 - ①平成31年度幌延町教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価について
 - (4) 企画政策課所管
 - ①幌延深地層研究計画に係る確認会議の開催について
 - ②ミズナラ樽熟成ワインについて
- 3 その他
- 4 閉会宣告(14時05分)

○出席委員(8名)

委員長	3番	斎賀弘孝
副委員長	6番	吉原哲男
委員	1番	高橋秀明
委員	2番	佐藤忠志
委員	4番	植村敦
委員	5番	無量谷隆之
委員	7番	西澤裕之
委員	8番	高橋秀之

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹
教育長	木澤瑞浩
総務財政課課長	藤井和之
教育次長	伊藤一男
保健福祉課長	村上貴紀
住民生活課長	早坂敦
企画政策課長	角山隆一
生活環境係長	長山慎吾
企画調整係長	梶 淳

○議会事務局出席者

事務局長	藤田秀紀
事務局主事	満保希来

齋賀委員長

それでは委員の皆さん御着席ください。

ただいまより第7回まちづくり常任委員会を開催します。

本日の出席委員は全員出席でございますので、よろしく申し上げます。

本日の調査事項は、配布プリント1番住民生活課所管、2番保健福祉課所管、3番教育委員会所管、4番企画政策課所管の順番に変更になりますので、よろしく申し上げます。

それでは、委員会開会にあたりまして、野村町長より、ご挨拶をいただきます。

野々村町長

おはようございます。

常任委員会を始まる前に一言ご挨拶をさせていただきます。

今回、補欠選挙で見事当選をされましたお二方、佐藤さん、高橋さん大変おめでとうございます。投票数の8割以上が、お二方で占めたということは、それだけ、お2人に期待する民意が注がれてるんだと、そのように感じております。よりよいまちづくりのために、議会、我々町部局と議論しながら、良いまちづくりのために、今後も協力をいただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

本日の常任委員会は、4つの案件でございます。それぞれ、最終的には、コロナウイルスの関連事業が入ってまいりますので、慎重審議、御審議をいただければと思いますので、よろしくお願い申し上げご挨拶にさせていただきます。

齋賀委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、早速調査事項に入りたいと思います。1番住民生活課所管「町所有霊柩車の廃止検討に係る現状について」であります。それでは説明を求めたいと思います。

早坂住民生活課長

町所有霊柩車の廃止検討に係る現状について、住民生活課から説明させていただきます。

本件につきましては、老朽化が進む町所有の霊柩車に関し、維持管理経費の増大や運転手をはじめとする人員の確保など、様々な問題点が累積しており、霊柩車運行業務の継続自体が困難であるとの見解から、現在、廃止に向けた検討を進めているところであり、その経過をご報告させていただくものであります。

それでは資料に基づきまして、説明させていただきます。

まず初めに町所有の霊柩車の状況、現状についてであります。霊柩車の車両年式は平成元年であり、導入からおよそ31年が経過しております。走行距離は本年8月25日現在で28,843kmとなっており、単純計算でいきますと年間で約900km、月約75km走行していることとなります。

車検につきましては、昨年度に検査を受けているところであり、来年6月30日まで有効となっております。

運行につきましては、斎場までの送迎バスの運行と併せて、地元業者に委託しております。ただ、月2～3回程度の不規則運行に対し、2名の運転手確保ということが、かなりの負担になっているという話も聞いており、どうしても運転手が確保できない場合は、役場担当職員が霊柩車を運転することで対応しているというのが現状です。

車両の不具合につきましては、バッテリー上がりとエアコンの故障があります。走行距離自体は少ないのですが、車両の老朽化により、夏場であってもバッテリーがあがることがあり、都度ジャンプスタートにより対応しているところですが、また、冬場は特にひどい状態で、週1度は充電が必要な状態にあり、役場担当職員が毎週末、充電対応している状況です。また、資料にはありませんが、霊柩車に積載できる柩の大きさがある程度決まっていることから、ご遺族が柩を選択するときの制限になっているというお話も聞いております。

次に、霊柩車に係る費用及び出動回数ですが、費用につきましては年間約30万円から40万円程度かかっており、出動回数は年間30回未満で推移しているところですが、表にはありませんが、全出動回数のうち約3分の1で役場職員が運転対応をしている状況であります。

なお、本町における葬儀会社所有の霊柩車の使用状況、いわゆる町所有の霊柩車を使用しなかった回数ですが、平成29年度は2回、平成30年度は7回、平成31年度は2回となっており、数は少ないものの使用実績があります。この場合は当然、ご遺族の実費負担となっております。

最後に、今後の方針についてですが、まず、車両の現状として、先ほど申し上げたとおり、老朽化による不具合発生等のため役場担当職員の業務が増し、委託業者にも負担を強いている状況となっております。不具合については解消可能ですが、車両製造から30年以上経過していることから、さらなる不具合や事故の発生も懸念されますので、町としては、不具合発生の都度、修繕対応するのではなく、車検期間が満了に近づく令和2年度末をもって廃止する方向で検討しているところであり、ただ、廃止となれば、霊柩車を各自で用意していただくこととなってしまいます。そうなりますと、町民皆さんの負担が増えることにもなりますので、町としましては、なにがしかの形で還元し、新たな費用負担をできるだけ抑えるような仕組みを検討しているところですが、

なお、霊柩車の状況と今後の方針については、10月に開催予定の町政懇談会でも町民の皆さんに概要説明し、その場でいただいたご意見を考慮した上で検討をすすめ、再度、常任委員会でご報告する予定としております。

以上、町所有霊柩車の廃止検討に係る現状についての説明とさせていただきます。

斎賀委員長

はい、ただいま課長より説明がありました。委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。挙手をして、指名を受けてから発言してください。マイクのスイッチを忘れないで入れてください。それでは、委員皆さんの意見を伺います。

植村委員

大分、年数が経って、あちこちに不具合が出てきているということなんで、廃止に向けて、検討したいということですが、民間の霊柩車に関しては、幌延で使用する場合の使用料が一律なんですか。その辺どうなっているのかお聞きしたいと思います。

早坂住民生活課長

使用料に関しましては、現在、葬儀会社のほうにも問い合わせをしている最中ですが、大まかな使用料というのは、リムジンタイプ、ちょっと大き目の霊柩車ですね、あれを幌延で使った場合は、およそ5万から6万ということですが、会社によっ

ても、ちょっと差があつたりするような状況でありますけども、大体5～6万円ぐらいの負担になるというようなお話を聞いております。

無量谷委員

30年も経った霊柩車なんですけど、今、多様化する柩でね、先ほど言われたように柩のサイズがちょっと大きい、長い、幅があつたり長かつたりしてるんだけど。それらの対応っていうのは、簡単には直らないと思うんですけど、その辺は、どう対応してたのか。

早坂住民生活課長

そちらに関しましては、委員も御承知のとおりだと思いますけども、柩の入るサイズっていうのは、本当に決まっております、それ以上のものというのは、入らない状況になっておりますので、そちらに関しましては、葬儀会社とご遺族の間で、柩を選ぶ際に、このサイズでというような形で協議いただいているというふうに理解しております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

佐藤委員

こやってみると、経費もそんなに増えてるわけでもないし、民間に委託してる人も、昨年度は2名で、ほとんど町の霊柩車に頼っている状況なんだろうと思うんだけど、どうして、今まで、ある程度、お金をかけて、今の時代だから、ある程度、直したり、バッテリーもある程度ものも、いろんなものをお金をかけたら直せるのではないのかなと思うんだけど、どうして、これ、お金をかけて直さないのか、最初から廃止ありきできているのか。対応してお金をかけて、直そうとしてこなかったのか、そこら辺をちょっと、よくわからないんですけどね。

早坂住民生活課長

こちらは、全く何もしなかったというわけではなくて、車検もっておりますので、その都度、不具合等があれば、修繕をしてきたというような状況であります。

ただ、やはりその車両自体が老朽化してきているというようなこともあり、なかなか修繕が追いついていかないというような状況が、今現在発生しており、これ以上修理していても、なかなか対応していけないのではないかとこのところでの廃車への検討というような経緯であるということで御理解いただきたいと思っております。

斎賀委員長

ほかに委員からありませんか。

植村委員

流れとしては、これから町民説明会等々でも、町民に説明していくということなんですけども、今委員のほうから質問あったように、葬儀の際、多くの町民の方が、霊柩車を利用してきたという経緯があつて、これを廃止するということになると先ほど聞いたように、霊柩車によっては、5万から6万程度の経費が発生するということなんですけども、これらを町としては、今後、全額、何がしらの負担でそれを補って、改正をしていくということは考えているのかどうなのか。

今後の検討だと思っておりますけども、基本的にどういうふうな考えを持っているのかを聞きたいと思っております。

早坂住民生活課長

先ほどの説明の中でも、何がしかの形での還元というものを検討してるよというのを話をさせていただいたんですけども、なかなか全額までいくとなりますと、5万から6万円が年間30件で、約150万円くらいということで、今は霊柩車で年間で30万円から40万円程度の経費をみているといったところと比較しましても、大体3倍から4倍ぐらゐの経費増という形になってしまいますので、その辺に関しましては、ちょっと慎重に検討を進めて、できる限り町民の負担が余り大きくならないようなところでの落としどころを今検討している最中です。

葬儀会社によっては、そういう大きなものではなくて、ちょっとしたコンパクトなサイズのものがあるですとか、そういった話も聞こえてきておりますので、そういったところで、もし対応できるのであればということも踏まえて、いろいろと含んで今後協議をしながら、進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

植村委員

はい、わかりました。

何だかんだ、さっきから言ってる葬儀会社のリムジン型の大きなタイプということではなくて、今聞いたら、それなりの小さい霊柩車も持っている業者もあるということなんで、一律の金額補助ということには、なかなかしづらいところもあるのかなと思いますので、いずれにしても、大きな負担が喪主や施主にかからないような方法でやっていただけたらいいかなという。余りにも、すばっと切った形の中で、住民負担が増えていくということになれば、やはり、困惑するところもあるんじゃないかなと思いますので、そこら辺の金額の設定っていうのは、住民に配慮した形の中で、徹底していただきたいなというふうにお願ひするところです。

もし廃車ということになればね。

斎賀委員長

いいんですか。早坂課長いいですか今のは。要望でいいんですね。今のは、植村委員。

植村委員

いいです。

佐藤委員

新人で申しわけないですが、いずれにしても今、植村委員からあったように、葬儀の関係、自分も両親、民間は高いもんだから、やはり、町の方にお世話になってきましたんですけど、やはり、葬儀についても、やはりいろんな葬儀の形があってね、やっぱり、大変厳しい中で葬儀出さなきゃならん人もいるし、今、課長おっしゃったように、リムジン型とそれと、一般の方が本当に安くできる霊柩車も民間で対応していただけるのか、なんだかんだこれに乗せなきゃなかったとなると、やはり、町が全額負担してくれるなら別だけど、ならないんだったら、それはそれで、やはり困ることになってくると思うんでね、やはりうちのお寺も大変厳しい中でやる人も中にはいるんですよ。お寺を無料にしてくれとか、だからそういう人をこれに乗せるとなると、これまた大変なことになるんでね。

だから町政懇談会に当たっては、こういうタイプとこういうタイプもあって、町の補助の中で、ほとんど、手出しなくて終わるタイプもありますよとか、それも町政懇談の中で説明していただいて、不安のないようにしていただきたいなと。

それと、霊柩車を1台買うとなるといくらするのか、そこら辺もひとつわかるんだったら、説明していただければなと思うんです。今言った、年間150万円もかかってくるなら、何年間でもとれるんなら、新しいのを買ったほうがいいのかもしれないし。そのところお願いしたいなと思います。

早坂住民生活課長

まず前段の費用負担金の件につきましては、植村委員からのお話も含めまして、当然、葬儀に関しましては、今現在掛かってないものが掛かるというようなことになれば、そこは当然、費用負担増という形になりますので、そこはなるべくですね、こちらのほうといたしましても、できる限りの対応したいなというふうには考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、町政懇談会までには、そういった資料等もきちんと揃えた形の中で、お示しして、御理解いただければというふうに考えております。

申し訳ありませんが霊柩車の購入の金額自体が、手元に資料等がないので、後ほどでよろしいでしょうか。申し訳ありません。

(「いいです」の声あり)

齋賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、住民生活課所管「町所有霊柩車の廃止検討に係る現状について」は今後の町政懇談会、そして常任委員会の報告等でまた随時確認をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、住民生活課所管分については、閉じたいと思います。

皆さんその場で休憩してください。

(11時01分 休 憩)

(11時03分 開 議)

齋賀委員長

それでは休憩を解いて会議を再開します。

調査事項(2)保健福祉課所管「新型コロナウイルス感染症対策事業(第2次)の概要について」であります。

その件について説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

それでは、新型コロナウイルス感染症対策事業(第2次)の概要について、ご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、第1次として、町民へのマスク配布、公共施設への消毒液の配置などの感染予防対策をはじめとし、福祉サービス事業所における感染予防対策等支援や、国保診療所への発熱外来設置と人工呼吸器などの機器導入、緊急経済対策として、特定業種経営持続化緊急支援給付やプレミアム商品券の発行など、それぞれ担当課において、順次事業を進めているところでありますが、この度、国から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次交付限度額が内示され、実施

計画を提出するにあたり、第2次分として実施を予定する事業をまとめましたので、その概要を、お手元に配布させていただいております資料により説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第2次で実施する事業は、一部検討・調整中の項目もありますが、全5分野15項目で、総事業費8,254万6千円を予定しています。各事業の概略を順に説明させていただきますが、

(1) 感染予防対策は、検討中の事業も合わせ全6項目で、

①役場庁舎等公共施設感染予防対策は、役場庁舎や社会教育施設、各学校等11施設の洗面所の蛇口、延べ176箇所の自動水栓化と、災害時の避難所や、各種イベント開催時での使用を目的として、非固定式の発熱検知サーマルカメラを6台購入します。その他、総合体育館のアリーナの吸排気設備の増設や館内トイレの洋式化等を検討しています。

②町立小中学校感染予防対策は、第1次の際に予定していた感染予防対策用の消耗品や備品で不足が見込まれる物品購入と、各小中学校内の換気効率を向上させるための網戸取り付けや、体育館の吸排気設備の増設等を実施します。

③国保診療所感染予防対策は、学校同様に、第1次の際に予定していた感染予防対策用の消耗品や備品で不足が見込まれる物品購入です。

④救急隊員感染防止対策は、北留萌消防組合幌延支署所有の救急車に、運転席と患者の空間を仕切る隔離壁と、ストレッチャー用のポータブルアイソレーターを設置します。

⑤町内商工業者における感染予防対策等支援は、幌延町商工会が取り組む感染予防対策事業に対し、道費補助を差し引いた残額の一部を補助します。

⑥経過観察患者等隔離施設整備は、今後、町内で陽性者が発生した場合等を想定し、自宅での経過観察とされた患者等の一時滞在場所の整備を検討しています。

(2) 地域医療体制の確保は、第1次で導入を予定した医療機器以外で今後整備が必要と判断しました、ベッドサイドモニター、輸液セット、点滴スタンド、シリンジポンプを導入します

(3) 緊急経済対策は、新たに、新型コロナウイルス感染症対策の資金として金融機関から融資を受けた商工会員に対して幌延町商工会が実施する利子補給事業への補助を行います。

(4) 地域経済回復・活性化は、2項目計画し、

①地域応援消費拡大プレミアム商品券発行は、幌延町商工会が実施するプレミアム商品券発行事業への補助で、今回は、プレミア率60%とし、1セット8,000円分の商品券を5,000円で販売する予定で、全3,300セットの計画となっています。

②町内消費拡大スタンプラリーは、幌延町商工会が実施する飲食店や食料品小売店事業者などの対象加盟店でのお買い物スタンプラリー事業への補助で、コースに応じたスタンプ数が集まった時点で応募が可能で、応募者への牛乳券プレゼントや、後日抽選で町の特産品を贈呈する計画となっています。

(5) 新しい生活様式の確立は、第2次で新たに追加した分野で、全5項目です。

①行政情報発信環境の整備・強化は、感染症に関する情報はもとより、災害時の避難所における情報取得環境等の整備を目的として、避難所指定等をしている公共施設のうち、役場庁舎、幌延・問寒別両生涯学習センター、総合体育館、保健センターの5施設にWi-

Fi環境を整備するほか、町のホームページをスマートフォンの表示に対応させる改修を行います。

②商工業新生活様式移行促進は、町内全家庭に設置しています、IP告知端末機の放送用子局を商工会事務室に導入するものです。

③デリバリー・テイクアウト参入支援は、町内飲食店が新たに実施するデリバリー・テイクアウトによるサービス導入に要する経費への補助を行います。

④町立小中学校における緊急連絡網環境整備は、学校連絡網システムサービス機能を活用し、早く正確な連絡体制を整えるものです。

⑤町立小中学校オンライン遠隔教育環境整備は、オンライン授業を行える環境を整えることとし、タブレット端末と、通信環境未整備世帯への貸与用モバイルWi-Fiの整備を行うものです。

2ページをお開き願います。

本町が実施を予定しております新型コロナウイルス感染症対策事業は、第1次、第2次合わせ、6分野26項目で、総事業費は1億2,965万3千円となり、うち、1億2,418万6千円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当を予定しています。

この交付金の交付限度額は、第1次、第2次合わせ、1億5,109万2千円で、差引2,690万6千円の交付金残が見込まれることとなりますが、検討中とご説明いたしました事業について、交付申請までに事業費の積算等を完了させることとして現在準備中ですので、最終的には交付限度額以上の総事業費となる見込みであることを、ご承知おきいただければと思います。

なお、只今、ご説明させていただきました第2次計画の事業や第1次計画事業の交付金充当額の変更等の予算措置につきましては、検討中の事業を除き9月補正での予算化を予定しております。

以上、新型コロナウイルス感染症対策事業（第2次）の概要についての説明とさせていただきます。

齋賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいま説明のありました感染症対策事業第2次の概要について、委員の皆さんから、意見を求めたいと思います。

挙手をして指名を受けてから、マイクのスイッチを入れて発言してください。

植村委員

事業、広範囲にわたってたくさんあるんで、何を聞こうかなと思ってたんですけども、2、3ちょっとお聞きします。

まず、第1番目の感染予防対策の項目の最後に検討中となっています。経過観察患者等隔離施設を整備するということなんですけれども、これはどのようなことを検討しているのか。今の段階で、わかる部分について教えてください。

村上保健福祉課長

現在、北海道内また宗谷管内等の感染者が発生した場合の対応ということでは、宗谷管内での発生した場合については、指定医療機関への入院が第1と、入院の準備されている

病床が満床になれば、臨時療養施設としての指定を受けているホテル等での療養ということで、今現在は、宗谷管内には、その施設がないということで、近くて旭川市ということでの搬送での療養をしてもらうということに、現在なっているということで確認はしております。

ただ、感染者が発生した際の濃厚接触者がPCR検査を受けた場合、こちらについては、自宅での検査結果待ちということになるというふうに聞いております。また、そういう場合で症状が軽症者でPCR検査結果が陰性と出た場合についても、自宅での経過観察となるというふうに聞いていることから、無症状者や軽症での陰性という結果が出た方の自宅での待機とした場合に、家族がいた場合の家庭内感染ということも今後考えられるかなっというところで、希望者、もし、自宅に帰らないでどこかの場所で待機したいというような希望者がいた場合に、そういう場所も準備しておく必要があるのではないかなというように、現在、検討しているということで、そちらについては、どこかの建物を用意するのか、それとも新たにトレーラーハウスみたいなものだとかを準備しておく必要があるのかとかっていうところまでは、まだ固まってはいませんが、そういう一時待機してもらうような場所も整備する必要があるかなということで現在、検討しているということで、事業費について、固まらなかったということで、今回の事業費の中には、含めずに検討中ということにさせていただいたということでございます。

植村委員

理想的には、濃厚接触を防ぐためには、そういう施設があればいいなというふうに思うんですけども、実際のところ、そんな簡易な施設ではないと思うんで、そんなトレーラーハウスみたいな、そんなものではないと思うんでね。投資した物が無駄にならないような設置、利用方法を考えていかなければ、非常に無駄な建物ということになりかねないというふうに思うんですよね。

例えば、トレーラーハウス等々を設置して、そういうものを利用したいということになった場合でも、緊急事態は、それ用に使う、対策に使うということなんですけれども、通常時は、今やってるような長期体験滞在の方に利用するだとか、長期の実習、研修の利用者に使用させるだとかっていうことでない限りは、なかなか現実的に、これを、個々の自治体が設置するということでは非常にハードルが高い建物なのかなあというふうに思うんで、そこら辺の利用の仕方をやっぱりちゃんと検討しながらでないと、建物っていうのは、ちょっと難しいのかなと思っております。

次ですけども、5番目の新しい生活様式の確立に関してですけども、行政情報発信環境の整備強化ということだったり、商工業の新生活様式移行促進という事業の中で、スマートフォンの対応だとかIP告知のシステムの導入ということを謳われてるんですけども、昨年、現在使われてる告知端末機をスマートフォンで見れますよということで、それをうたい文句に告知端末機の新しい機種を導入、新しい型を導入したんですけども、それを、スマートフォンで見れるようにするためには、大変難しい作業が必要だというふうに私は思ってるんですけども、ほかの町民の方はどう考えを持ってるのか、もっとね、簡単な操作で、スマートフォンで見れるようにできるのであればともかく、あのような難しい手続でやらなければならないっていうことであれば、なかなか公費をかけてやるにしても、あまり効果がないのかなと思って考えてます。もうちょっと、スマートフォンで見るアプリ

化にするために簡単な方法でやるか、手続を担当業者がお手伝いする、そういう形で、多くの、恐らく、今現在、スマートフォンの利用者っていうのは、町内の住民の7割以上は、スマートフォンを利用されているのかなあという気がするんですけども、そういう方々がそれぞれ使えるようなシステムでないと、なかなか、公費でやる、前回、IP告知のあれを見ても、ちょっとまずいなというふうに思っております。

それと、この商工会にIP告知システムを導入するという意図意味っていうのは、この告知端末機を今後どのように利用されていくのかその辺をちょっとお聞きします。

岩川副町長

感染予防対策の経過観察者用の隔離施設の件なんですけども、まさに、ご指摘のとおり、やっぱり、利用度っていうものも考えなきゃならないなということで、ここで、多用途使用ということで、括弧書きしてるのは、そういう意味で、今後、委員からご指摘のあった件も十分踏まえましてですね、検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

藤井総務財政課長

それでは、IPというかホームページのスマートフォン化についてです。

まず、ちょっと整理していただきたいのが、前回IP告知端末機でスマートフォンのアプリを入れると見れるという部分と、今回の考え方はちょっと異なりますので、ちょっとまず整理しておいてください。

今回のスマートフォン対応っていうのは、町のホームページを、ただいま、植村委員がおっしゃったとおり、今の時代は皆さんスマートフォンを持っていらっしゃる。そこで、幌延町のホームページをスマートフォンで見ても、大き過ぎて、小さいというか、レイアウト上も、通常のパソコン使用になっているということなんです。それをまずは解消しましょうというのが今回の狙いです。ですから、レイアウト上、スマートフォンで閲覧しても見やすいような状態に最初表示されますよっていうような整備を、およそ99万円ぐらいかかるんですけども、それをしてもらおうということです。

なぜこれをするかというのは、新型コロナウイルス感染症については、さまざまな情報ツールで、いろんなことをお知らせするという観点から、告知端末で伝える部分ですか、ホームページで伝える部分だとか、いろんな場面が想定されますので、その場面に対応できる環境整備をしましょうということが今回の狙いだということです。

ですから、特段、何かが大きく変わるのではなくて、スマートフォン上で本町のホームページを見ても、体裁が整った、スマートフォンで見やすい環境の整備をしようということです、どうぞ御理解ください。

角山企画政策課長

商工会への告知端末機子局の設置に関しましては、今、告知端末機は全て役場、行政の機関において、そこで入力して情報を発信しているんですけども、新しい生活様式に対応していくということで、各商店がいろいろな取り組みをやっています。それをですね、宅配テイクアウト、キャッシュレスみたいなものを、こういう取り組みしてますよっていうことを素早く町民の皆さんにお知らせできるっていう観点で、子局を新たに商工会において、商工会さんのほうで入力をして、発信できるというようなことを考えております。

今は、商工会でつくったものを我々がいただいて、入力して放送という形なんですけれども、そこを少し、短くできるようにってというようなことを考えて、今回、導入するということなのでございます。

植村委員

わかりました。

スマートフォンに関しては、ちょっと、ごっちゃになったんで、すいません。

以前のIP告知を見れるというあのアプリに関しては、ちょっと何かいい方法はないかなと思ってたんで、今ちょっとごっちゃになって話ししたってということで申し訳ないです。

それと商工会のこの告知システムっていうのは、発信だけですか。このデリバリーとかテイクアウトとかの関係で受信ということは考えられないんですか。

角山企画政策課長

今のシステムでも、何かを問いかけて、アンケートみたいなもの、「はい」「いいえ」みたいな集計をとるようなシステムが備わっていますので、それを活用して何かということは、可能性としてはあるのかもしれないです。その機能を全てその子局に持たせるというようなことになろうかと思うので、広告、宣伝、お知らせというのが1番の目的かと思えますけれども、そういった機能も、もし慣れてくれば、できるかもしれませんが、可能性としては、できると思います。

植村委員

これらを商工会に設置するに当たって、どのぐらいの経費がかかるのか。

角山企画政策課長

122万7千円ということで、システム構築の費用、あとは音声を合成するソフトのライセンスなんかも含めて、この費用での導入を予定しております。

植村委員

この程度の金額で改修工事ができるということであれば、商工会と同等、農協あたりの事業所でも、設置させてもらえれば、今は、農家は、農協とリースでファクスをつないで、そういった連絡をやってるんですが、それが、IPでできるようになるということであれば、非常に良いのになあと思うんですけど、そこら辺は、どう考えているんですか。

藤井総務財政課長

商工会のほうのIP告知端末機を設置する検討に当たっては、農協さんにも打診をして相談をしております。

今、植村委員がおっしゃったとおり、ファクスの機械を農協さんが、補助を出して、全戸に設置したという部分と、または、個人でも設置しているってというようなお宅もあるというふうにも伺っているんです。そういう情報もあったので、例えばIP告知、町の光を使って、そういった整備ができないかっていう検討としてはどうですかというような打診をしました。

そういったことから、今回は商工会からしかあがっていなかったのは、農協さんは、今のものがあるから、今は考えられないということなのでございますので、今後はどうなるかわかりませんが、一応そういうような打診をしながらの今回の商工会のということになります。

無量谷委員

感染予防対策費の中で、体育館の館内トイレの洋式化ってあるんですけども、検討の中で、具体的なことは、まだ何かないと思いますが、洋式化と言っても、かなり幅があって、どこまで洋式化になるのか。あるいは、各道の駅を利用しても、洋式にはなってるんだけど、和式から洋式になってるんだけど、シャワーがないとか、エアードライがついてないとかっていう細かいところ言えば、そういうところが、挙げられます。

まだ、検討中なんで、どこまでそれやるのか、あるいは、エアードライなんかを入れると、確かに導入は高いんですけど、トイレのトイレットペーパーが、余り利用しないで、少ないトイレットペーパーを利用できるのかなという感じがしています。やっぱり、ドライヤーがついていないと、どうしても、長々とトイレットペーパーを使ってしまうという傾向があるんで、その辺の検討はどの辺まで進んでるのか。

伊藤教育次長

ご質問にお答えいたします。

総合体育館のトイレ改修につきましては、飛沫防止の観点から、今ある和式のトイレを洋式化にして、ふたをつけることによって飛沫が防げるということで考えてます。3個のところ2個になったり、場所を広くとるために、個数自体はちょっと少なくなると思うんですけども、そういうことで洋式化を考えております。

それと、あくまでも、今回はコロナ感染予防対策ということでございまして、エアーについては、設置しているところも、使わないことにしている。飛沫感染予防の観点から、エアーについては、使っていないってということで、今回のトイレ改修についても、エアーについては、設置する予定はございません。

無量谷委員

伊藤次長が言われるように、エアードライというのは、今、答弁したのは、手のトイレットペーパーでないかなと思うんですけど、洋式トイレの中のエアードライヤーっていうか方式もあるんで、逆にそれを使ったほうがトイレのペーパーが少ないっていう、僕の言い分なんですけれども、その辺、どこまで検討するのか、ただ単純に洋式化して、ポットンみたいな感じの洋式トイレなのか、その辺ちょっと確認したい。

伊藤教育次長

すいません。

そこまで、ちょっとまだ詳しく検討していないんですけども、あくまでも感染予防対策の観点から、事業を進めていきたいと考えておりますので、そこに沿った形で、今後も検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

佐藤委員

緊急経済対策事業で30万があがっていますが、町内のそういう、国内も大変な、まあ、大分戻りつつはあるんでしょうけど、大分厳しいような、テレビ見てみると、どの業者さんも大変な思いをして、商売やってるみたいですけども、幌延町としては、どのぐらいの状況で、今、商売してるのか、相当の要請があるのか。それによっては、もう少しこの助成の幅をあげてもいいものなのか。そこいら辺の話は自分も勉強不足で、なったばかりで、大変申し訳ないような質問ですけど、こんなのは、どういう状況なんだろうかね。

角山企画政策課長

経済対策に関しましては、これで実は、第3弾目の施策でございまして、まず第1弾として飲食宿泊がですね、かなり落ち込みが大きかったものですから、そこへの手だてということで支援事業のほうやっています。

それと第2弾ということで、感染予防等々の取り組みですね、休業要請がありましたので、そこに答えている事業者さんに対しての支援というものも用意して、実施したところ です。

また、消費を喚起するという意味で、プレミアム商品券第1段やったりというような中で、第3弾ということでまた、今回の事業を挙げております。

それと、この利子補給に関しましては、国等々のコロナ資金ってあるんですけども、審査まで時間がかかるものが多くて、短期間で地方銀行で出せる、審査の短い融資、これに関して利息を補填しようと。

全体的に見て、町の消費とか入り込みみたいなものは、少し回復傾向にあると聞いておりますけれども、運転資金が必要で短期でお金を用意しなきゃいけない場合、その利息について、支援しようというようなことで、今回、この金額を上げてます。

借入れの利息が、今、安いので、6件7件ぐらいの想定はしているんですけども、金額的にはこのような形でございます。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(委員一同無言)

じゃあ、すみません。ちょっといいですか。私のほうからちょっと聞きたいことがあつて。

①の感染予防対策で、役場庁舎等公共施設洗面所の自動水洗化するんですけど、ここに、問寒別の学習センター問寒別の町民会館等が入らないのは、なぜなのか。

問寒別の町民会館は、おひさま子育てで、時々、子供たちお母さんたちもたくさん集まるところなので、やはり、ここら辺も気をつけていかないといけないんじゃないかと思 います。

これとあわせて、Wi-Fi環境整備の問寒別町民会館が入っていないで、ここもやっぱり、お母さん方が子育てできて使うところなんで、ここも環境整備したらいいかなと思 います。

2点目はですね、第1次では、町内に観光客を呼び込みましょうということで、たくさん のポスターを作って、あちらこちらに貼りました。見てのとおりにおかげ様でたくさんの 観光客が来ましたが、その観光客が使うキャンプ場とかスキー場、スポーツ公園、こ れらは、これらの感染予防対策に当てはまらないのか。また、何か手を考えているのか、 この予算の中で、お聞きしたいと思います。

3点目は、地域経済回復活性化プレミアム商品券の発行なんですけども、先ほど言ったよ うに、第1次でポスター張って、お客さん来てくださいということでいっぱい来た、その 方たちにはプレミアム商品券を売れないのか、売らないのか。3点お伺いします。

藤井総務財政課長

公共施設の関係の自動水洗化についてですが、検討にあたっては、まず屋内と屋外というような公共施設でまず区分分けをしました。それはなぜかということ、屋外に設置することになると、冬季間の故障、いわゆると、凍結によって破損するっていう確率がかなり高くなるということ。そういった部分もちょっと考慮しながら、今回については、屋内の常に使われているだろうという場所、頻度が高い場所に絞ったということになります。

そして、今、委員長のご指摘の町民会館についてですけれども、大変申しわけないんですけども、町民会館は、町内会館としての位置づけとさせていただきました。そうすると、各町内会館ということになると、町内には20数カ所ありますから、そこも全てということになるということ。あとは、その使用者が特定されているということ。その施設をすぐ使用する方たちは特定されるであろうということですね。不特定者ではなくて、特定されるであろうと、そういうような観点で、区分分けをさせていただいたので、今回は、その部分については、該当にしていらないということになってます。

角山企画政策課長

プレミアム商品券の第2弾に関しましては、3,300セットの発行を予定してまして、うち300セットは、住民登録のない方も買えるような仕組みで考えております。

齋賀委員長

わかりました。

先ほどの藤井課長のお話あったんですけど、問寒の学習センターは、どうなんですか。それをちょっとお願いします。

藤井総務財政課長

問寒の学習センターについては、既に設置されている場所は当然あります。

それ以外についても、施設の所長に確認をとったら、今回は対象となるような場所がなかったということなので、建設年度が新しいから、施設も対応しているということですので、ご理解ください。

齋賀委員長

わかりました。

では、改めて、ちょっとお伺いします。今、使用者が特定されてるか、いないかなんですけども、もしこの問寒別の町民会館の利用されてる方の中で、この感染症対策をとっていなかったために、こういうふう感染者が出たよという場合は、これどういうふうな処置をしていくんですか。責任と言いますか、みんな十分気をつけているんですけども、これは、町内に、ほか20何か所も町民会館という名前を使えばあるということも聞きましたけども、感染者がどこで発生するかわからない状況の中で、どういうふうな対策をとっていくのか、ちょっと改めてお伺いします。

藤井総務財政課長

今、委員長おっしゃったとおり、確かに全ての施設に全部整備するのが望ましいというのはわかります。理解できます。

ところが、やっぱり区分分けをしましょうとか、整理をしましょうという最初のスタートをまずご理解いただければと思います。というのは、例えば、スポーツ公園であれば、パークゴルフ場も当然考えなければいけないとかっていうふうにもなってきます。ですか

ら、そのこの部分の整理をさせていただいたということなので、当然責任がどうしたという部分については、施設管理として見れば、全部整備するのが必然かもしれませんが、まずは整理したということなんです。たまたま、そういうような区分分けを、我々でさせていただいてたので、今回整備するのは、160何カ所ということですから、そこはちょっと御理解いただければ大変助かります。

公共施設を全て考えると、かなりの数と、かなりの場所と、さっきも冒頭で、1回目の御質問にもあったとおり、屋内屋外ということもありますので、そのこの整理をさせていただいたということでは、ちょっと御不満もあるかもしれませんが、御理解をいただければと思います。

斎賀委員長

わかりました。

W i - F i の件は、町民会館には、つけないんですかっていう。

藤井総務財政課長

今回、W i - F i の整備は、考え方は避難所という視点でございます。

ですので、生涯学習センターは、当然設置させていただきますけども、あとは、幌延町役場、問寒別出張所、総合体育館、保健センター、幌延町生涯学習センターということですね。そのほかに、幌延小学校、幌延中学校、問寒別小中学校については、教育委員会で事業を進めておりますギガスクールという事業の中で、W i - F i の環境を整えるということですから、多数の避難を収容できる場所については、W i - F i の環境を整備したという視点でございまして、すいませんが町民会館については、そういうのを最終的にはしません。

もしかすると、避難場所として使用するかもしれませんが、一つの括りとしては、大勢の集まる場所というような設定で考えております。

斎賀委員長

はい、わかりました。

ほかに委員からありませんか。

佐藤委員

感染予防対策の中、11施設176カ所実施するけど、例えば、緊急災害だとか避難だとかあったときの町で指定されてる避難所、うち（下沼）でいうとは、寿の家だとか、が、何かあったときには、当然、密の状況になっていくわけけれども、そういうものも、いずれは検討していくっていうか。主だったものは、11施設で176カ所であげてあるんだけど、我々、在に進んでいる者も、そういう施設も当然利用していかなくなっていくようになってくる。そういう時に、当然何かあったときは、当然そこで、皆さん集まって、ハザードマップに指定されてるわけだから。そういうものも、いずれはどうなってるのかなと思って聞きたいです。

藤井総務財政課長

まず、避難所というスタートですので、今、佐藤委員がおっしゃったとおり、各施設全て、避難場所に指定されて、町内会館も指定されてます。ですから視点上は検討上は当然入れさせていただきました。おっしゃるとおりで、先ほども、ちょっと苦しい答弁をさせていただいて、全施設、全場所、設置が望ましいんだろうというようなところでの視点も

あったんですが、ちょっと整理をする以上、御理解くださいという答弁をさせていただきましたけれども、同じ答弁でまことに恐縮ですけれども、そういうような繰り返しの答弁になります。

ただ、いずれですね、いずれにしても、施設も老朽化が激しいとか、もしくは、町内会の維持が困難だとかというような、地域の方のお声も耳には入ってきているので、本来であれば、早急に対応すべきものかもしれませんけども、長々と検討させていただいて、今後の行方をちょっと、もう1回勉強させていただければと思います。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

はい。

この検討中については、本会議のときに、また皆さんと意見交換したいと思います。

以上をもちまして、保健福祉課所管「新型コロナウイルス感染症対策事業(第2次)の概要」についての説明、意見交換を終わります。また、よろしくお祈いします。

それでは、この時間をもちまして、午前中の調査事項を閉じたいと思います。

午後は、13時15分から委員会を再開したいと思いますので、よろしくお祈いします。それでは休憩に入ります。

(11時47分 休 憩)

(13時14分 開 議)

斎賀委員長

それでは皆さんお揃いの様なので、休憩を解いて会議を再開したいと思います。

調査事項3 教育委員会所管「平成31年度幌延町教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価について」であります。これについて説明を求めたいと思います。

伊藤教育次長

よろしくお祈いいたします。

それでは、「平成31年度 教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価について」ご説明させていただきます。

本案件につきましては、平成20年度分から実施しているもので、今回で12回目となります。

それでは、平成31年度 幌延町教育委員会点検・評価報告書を御覧下さい。

平成31年度の評価にあたりましては、前年度と同様の方法で行っており、全体を24頁でまとめ、19頁からが外部評価委員の意見を載せております。表紙の次が目次となります。1頁から2頁にかけて、「はじめに」ということで、前回同様に点検評価の趣旨等を記載しております。

次に、3頁を御覧下さい。第1、教育委員会の活動状況として、1で教育委員の名簿、2では、教育委員会議等の開催状況等ということで、11回の教育委員会議、6回8日の町議会への出席、14件の学校行事・訪問状況を載せております。3の教育委員会議議案、報告・審議内容については、11回の会議内容を3頁下段から5頁下段にかけて記載しております。5頁下段から6頁中段にかけて、4として、教育委員の主な活動状況を、6頁中段から7頁にかけて、5として、教育委員会関連委員会の活動状況を載せております。

なお、各委員会の2月下旬以降の会議については、新型コロナウイルス感染症の影響により、殆どが書面会議となっております。8頁には、6として、教育委員会が交付した補助金の一覧を掲載しております。

次からは、用紙が横版になります。

第2、平成31年度教育委員会点検・評価書です。9頁から14頁までが学校教育に関する記述、15頁から18頁が社会教育に関する記述となっており、学校教育、社会教育併せて14項目45事業について、点検評価し、成果と課題を載せております。

そして、19頁から24頁までが、第3として、点検評価に関する外部評価となります。8月5日と21日の2回、外部評価会議を開催し、富士元委員、高木委員の、御二方から御意見をいただき、掲載しております。

御二人の意見ですが、富士元委員からは、「(1)教育委員会活動状況について」では、教育委員会会議は、必要に応じた内容の開催で、その都度適切な報告と議案の審議がなされているということ、教育委員会関連委員の活動状況も、それぞれ必要に応じた会議が開催されており、事業等の適切な運営・推進が行われているということ、委員会が交付した補助金についても、各種事業の円滑な実施と運営には必要で適切なものだったということ。

「(2)主要施策事業等について」では、「学校教育の充実」の執行方針に向けた個別事業の内容は、多岐にわたり取組まれており、高く評価するということ。「確かな学力向上」では、個に応じた指導方法の工夫改善実践による学習成果が現れ始め、今後の継続と成果に期待するということ、幌小1名加配で行われたTTによる授業改善の実践は、先生たちの授業技術と、児童たちの学習成果の向上につながり大変良い取組であったということ、「豊かな心の育成」では、中学校の特別の教科として取り入れられた「道徳教育」や、読書・少年少女文化祭・奉仕・体験活動・総合学習等が推進実践されており、感受性の豊かな心を育むため、継続して情操教育に取り組んでほしいということ、「健やかな体の育成」の、食育の推進では、地場産食材を取り入れた給食と牛乳が町からの助成金で提供されることは素晴らしいことだということ、「特色ある教育の推進」では、小中併置による9年間の一貫指導で、小中教員による授業交流や乗り入れ授業が実施されており、今後が期待されるということ、漢検と英検の検定料補助も、児童生徒の学習意欲の向上と基礎学力の向上につながっている良い試みだということ、情報機器を活用した学習の情報教育と、イングリッシュルームの開設は、情報社会に役立つ実践的な内容だったということ、「情報教育の推進」では、情報機器を活用して情報社会に生きるための基本的活用能力の育成が図られており、これからの時代に配慮された内容になっているということ、タブレットを利用した学習は、コロナ禍が落ち着くまでの間、大変実用性の高いもので期待できるということ、「国際理解教育の推進」では、学習支援員が、ALT・外部講師と児童生徒との間に入り、スムーズな学習の推進に大変効果があり、一層の活用と活動が期待できるということ、社会教育では、31年度も芸術・文化、スポーツと多様な内容で、幅広い年齢層を対象にした各種施策・事業が企画推進実践され、高く評価するということ、「幌延を知るための学びの場づくり・学習機会の提供」では、毎月社会教育だよりと体育館だよりが発行され、告知端末機でも事業開催の案内や情報提供が行われており、良い広報活動が展開されているということ、「ふるさと自然体験チャレンジ事業及びワラベンチャー問寒クラブ事業」は、ふるさとの自然や歴史・文化に親しみながら体験できる場を提供しており、

近年、野外で遊ぶことが少なくなっている子どもたちが自然と触れ合える行事は、良い情操教育の場になっているとともに、故郷の思い出作りにもなっているということ、「学習センターの利用促進」では、図書室（コーナー）の利用促進のために行われた「図書企画展と移動図書室」及び団体貸出は、本に親しむ機会の提供と蔵書を活用する良い試みであった、ということ。

そして、「(3)総合的な点検評価について」では、教育委員会による点検・評価報告書は、「事業の執行方針・内容」と、「点検・評価と課題」についての内容が、それぞれ簡潔にまとまっていて分かりやすいのが良いということ、方向性もほとんどが継続なので、各種事業が目標に向けて尚一層推進されることを期待している、等の御意見を頂戴しました。

続きまして、高木委員からは、「(1)教育委員会の活動」に関しては、限られた人員で、多くの関連会議や委員会活動に積極的に取り組んでいるということ、3月上旬より、臨時全道教育長会議が3回開催され、コロナ対策に尽力している様子が伺えるということ、教育委員会では、第7次社会教育中期計画策定に関する活動、問寒別小中学校運営協議会などの審議・報告がされていること、これまで推進してきた児童生徒や教職員のICT活用の向上や機材整備のご努力は、コロナ禍におけるオンライン教育の導入に大変貢献しているということ、学校事業や地域社会教育グループへの適切な補助事業を通じて、地域社会が一体となった教育支援やスポーツ育成事業に貢献しているということ、退任された尾内委員、能藤委員への慰労のことばなど。「(2)主な事務事業などの点検評価について」では、学校教育の充実に関する9項目、社会教育に関する5項目の予定通りの成果をあげているということ、「確かな学力の向上」で、幌小でティームティーチングを推進しており、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな指導が行われているということ、加配の増員を検討すべきであるということ、「豊かな心の育成」で、中学校の道徳授業が今年度より教科となったことにより、基本的な倫理観や規範意識について「考え議論する」道徳教育の場が醸成され始めているということ、「健やかな体の育成」では、地場産食材を取り入れた給食の提供や児童生徒の牛乳代相当額の助成など、酪農を基幹産業とする幌延町ならではの事業が行われているということ、「特色ある教育活動の推進」では、漢検と英検の検定料の補助事業を通じて、基礎学力の向上に貢献しているということ、職場体験学習や上級学校訪問・キャンパス訪問を通じて、キャリア教育を推進しているということ、総合的な学習では、外部講師を活用し、地域の自然や農業、社会環境にかかわり触れ合う体験の機会を提供し、人間性の育成に貢献しているということ、国の学術情報通信ネットワークを活用した遠隔授業や、高校大学道教委との遠隔研修を通じて情報教育の一層の推進を図っているということ、ネットワークを活用したコミュニケーション能力は今後必要不可欠になるということ、ALTや外部講師に加え、学習支援員を配置したことにより、国際理解のための教育の大変充実しているということ、こども園や保育所、社会教育関連の活動においても活躍しており、地域社会教育へ貢献しているということ、「地域と支え合う学校づくり」では、問寒別小中学校で学校運営協議会が設置され、幌小・幌中においても次年度の設置が検討され、学校と地域が目標を共有し、地域の子どもの地域で育てる仕組みが整えられており、開かれた学校づくりが推進されているということ、「心の教育相談体制の推進」及び「特別支援教育体制の充実」では、特別支援教育支援員2名の配置に加え、特

別支援教育連携協議会の活動、年間420時間の子ども心サポート相談員の配置などにより、児童生徒の指導や心のケアがきめ細やかに行われており、これらすべての事業の継続を希望するということが、社会教育事業では、第6次中期計画の最終年度にあたり、これまで地域の方々のご協力のもと、多様な学習機会の提供や体験・交流活動の企画・運営を通じて、豊かに生きる人づくりに多大な貢献をされており感謝しているということ、ふるさと自然体験チャレンジ事業やワラベンチャー問寒クラブ事業は、幌延町の自然を活用した独自の誇れるプログラムだということ、朝活事業は一層の充実・拡大が図られており、児童生徒の基礎学力、および夏休み・冬休みの長期休業中の生活習慣の向上に貢献しているということ、生涯学習アドバイザー制度や、英会話・プログラミング・生きがい教室、芸術・文化鑑賞会等、学習の機会が充実しているということ、心象館を活用した書道研修・書道教室は、講師の都合により開催が難しくなっているが、富士元氏の協力による写真展や、文化サークル等の活動を発表するギャラリー展、書カフェなど、施設を積極的に活用した取組が行われており、第7次社会教育中期計画においてもこれらの事業の継続を希望するということが、地域のボランティアスタッフによって支えられている放課後子ども教室は、地域のボランティアと児童・父母の交流を通して、安心して安全な地域づくりへの貢献も大きく、今後も支援を継続し、スタッフの維持確保に努めてほしいということ、中長期的な計画のもと、社会体育施設や社会教育施設の改修が行われ、安全安心な施設機能の維持に努めており、引き続き、幌小の体育館や総合体育館の改修など計画的に進めてほしいということ、「(3)総合的な点検評価について」では、点検評価報告書は、執行方針要点毎に事業の内容と点検・評価、および今後の課題がわかりやすく整理されているということ、教員の加配や支援員の配置、外部講師委託は継続することを強く希望するということが、教育委員会は多岐にわたって魅力的なプログラムを企画・運営しており、継続して推進することを希望する、等の御意見を頂戴しました。

頂戴した御意見・御助言は、今後の施策に活かして参りたいと存じます。また事業の方向性につきましては、一部を除き継続としておりますが、個々の具体的内容は、適宜見直しをしながら、進めて参りたいと考えております。

以上、平成31年度の教育事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書の説明とさせていただきます。

齋賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの教育委員会による報告、委員の皆さんから意見をいただきたいと思っております。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

はい。ないようですので、以上をもちまして、教育委員会所管の「平成31年度 幌延町教育事務の管理及び執行の状況に係る点検評価について」はこれで閉じたいと思っております。また、以後よろしくお願ひしたいと思っております。

(13時31分 休憩)

(13時33分 開議)

斎賀委員長

それでは、調査事項4 企画政策課所管「幌延深地層研究計画に係る確認会議の開催について」であります。

説明を求めたいと思います。

角山企画政策課長

それでは、私から幌延深地層研究計画に係る確認会議の開催について御説明いたします。資料につきましては、「幌延深地層研究計画に係る確認会議の開催について」「幌延深地層研究計画 令和元年度成果報告及び令和2年度計画に係る質問」「令和2年度以降の幌延深地層研究計画」の3種類お配りしております。

それでは説明に移ります。

まずは、これまでの経緯について御説明させていただきます。

昨年8月に原子力機構から幌延深地層研究計画において取組む必須の課題のうち、引続き研究開発が必要となる研究課題について、「令和2年度以降、令和10年度の期間で実施する第3期及び第4期中長期計画を目途に取組み、そのうえで国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば埋め戻しを行うことを具体的工程として示す」こと等を定めた計画（案）について申し入れを受け、その内容について、確認のうえ、令和元年12月9日開催、第8回幌延町議会定例会において「幌延町における深地層の研究に関する協定書」いわゆる「三者協定」の遵守を前提に受け入れを表明しております。

令和2年度に入りまして、本計画に基づき、原子力機構から令和2年度の計画及び令和元年度の成果について、議会、町、地域住民へ説明を行っております。また、北海道は、確認会議開催に向け、研究成果と計画について道民に対して質問を募集しました。

令和2年度以降の研究計画の受け入れに際し、令和2年度以降については、毎年度三者協定に基づき設置する「幌延深地層研究の確認会議」において、研究計画及び実績について、三者協定に即して研究が進められているか確認することとしており、この度、8月31日に札幌市において、「第1回 幌延深地層研究の確認会議」を開催しました。

この確認会議での確認事項につきましては、「研究成果について、三者協定にのっとり成果をあげているか」「研究計画については、令和2年度以降の研究計画に即して進められているか」について確認するうえで、原子力機構から「令和元年度までに得られた研究成果」「令和2年度及び令和2年度以降の取組み」について、改めて説明を受けたのち、これらに関する専門有識者、道、町、道民からの質問について回答いただく形で進められました。

専門有識者につきましては、幅広い観点から研究計画に対して御意見をいただくことを目的に、地質学、地盤工学、土木工学、環境工学、原子力工学、行政法、コミュニケーション分野に精通する7名により構成されております。

質問事項に関する質疑応答の確認については、所定の時間内に終了しなかったため、続きは次回確認会議で実施することとして、第1回目の会議は終了しております。

町からの質問事項に対する回答については、お配りした2枚目、3枚目のA4横の資料にまとめております。この資料により、質問の主な内容と原子力機構からの回答について御説明いたします。

資料2 ページ「幌延町5-1」に区分された質問をご覧ください。

今後、整備を予定する500m調査坑道においても、現在350m調査坑道で行っている試験を実施することにより、深度による違いについてデータ収集できるのではないかと。との問いに対しまして、原子力機構からは、深度の違いによるデータ収集は利点があり、令和2年度以降研究計画の成果を最大化するため、判断材料を集めるための設計を行い、その結果を踏まえて掘削実施の判断をすること。

また、3ページをご覧ください。「幌延町1」と書いた質問、深度500mでの研究については、必須の課題に沿った項目の研究が行われるか。の問いに対しまして、原子力機構からは、500m坑道における研究については、研究全工程を踏まえつつ、令和2年度以降の研究成果を最大化するため、判断材料を集めるための設計を行う。との回答を得ております。

研究計画について確認する中で、今後の500m坑道掘削について話題が及んだため、本件については、別途現状を確認しましたので、のちほど分けて御説明いたします。

また、同じく3ページ「幌延町6」の質問では、研究計画において、幌延深地層研究センター施設や研究フィールドを国内外の関連研究機関へ広く開放することや、資源エネルギー庁等が進めるプロジェクトへ協力するとの記載があることから、この記載が三者協定第3条に定める「深地層の研究所を放射性廃棄物の最終処分を行う実施主体へ譲渡し、または貸与しない。」の遵守が前提であるとの認識で良いか。との質問に対しましては、現時点で処分事業の実施主体であるNUMOとの共同研究について具体的に決まったものではなく、仮に共同研究を行う場合であっても、譲渡、貸与を行わないことを前提とし、三者協定を遵守したうえで、原子力機構が主体となり研究を実施する。との回答を得ております。

元の資料に戻っていただいて、裏面の説明に移ります。

今回の確認会議での説明事項に対する道と有識者から出た主な意見ですが、北海道からは、「幌延と茨城での研究の関連、全体としてどのような成果が出ているか説明がほしい」「研究計画に対する外部評価の結果について、適宜情報提供に努めてほしい」「毎年度の研究進捗状況がわかる資料にしてほしい」などの意見が出ました。

また、有識者からは「専門知識を持たない一般人に対して理解を深めるためには研究内容を分かりやすく伝える役割、作業が重要」「地下施設を視察したことにより、説明について理解できる部分があった。実際に施設を見ることが理解につながる」「説明とは、どれだけ聞き手に配慮するかが重要であり、原子力機構からの説明はそこに工夫が感じられた」との意見が出ました。

先ほど申し上げたとおり、質問事項に対する質疑応答は、次回へ持ち越しになった部分が、引続き確認会議の場で確認作業を行っていくこととなります。

最後に質疑応答の中で、500m坑道建設に関して原子力機構から回答のあった部分について、個別に取り上げ見解を確認しておりますので、その概要について御説明いたします。

「350m以深での研究の有用性については確認できており、掘削による研究期間への影響や費用等について評価するために設計業務を実施する」「坑道建設の実施を判断するための検討を行うため、設計業務を実施する」「実施する研究の内容は、令和2年

度以降の研究計画の範囲内の内容とする」「設計業務の成果を踏まえ、令和2年度内に判断したい」このような見解が示されたことから、事業の進捗状況等について、次回の確認会議において説明を求めることにしております。

以上、「幌延深地層研究計画に係る確認会議の開催について」に係る説明とさせていただきます。

齋賀委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの各委員会議の開催について報告が出されました。委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。意見のある方は、指名を受けてからマイクのスイッチを入れて発言してください。

高橋秀明委員

今の説明をお聞きしまして、500mまで掘削っていうのは、可能性としては、あると考えたほうがいいのか、今の時点でははっきりは断言できないとしても、350mで止まっていること事態が、説明会のときに、最初の約束は500mでないかっていうことを確認する意見が相次いでおりました。私個人としても500mまで研究を進めていただければ、ありがたいことでないかなと思うんですけども、その辺のご意見を聞かしていただきたいと思います。

角山企画政策課長

昨年度の令和2年度の研究計画の確認の中でも、500mの掘削については350mでの成果を見てというようなことでした。その点でいきますと、研究全体の工程の中で、設計業務を行うことによって、どのような規模で、どのような範囲でできるのかというような判断を行う上での業務が発注されていくというようなことですので、そこに向けての作業としては一歩進んだのかなというふうな理解でございます。

齋賀委員長

ほかにありませんか。

西澤委員

確認会議については、特にないんですけども、1点。

8月31日に行われた確認会議で、次回にまた確認することなんですけども、これはその年によって確認会議の回数が、毎年違ってくるのかそれとも、3回とか何回とか予定されている回数があるのかっていうところをまず質問します。

角山企画政策課長

確認会議については、当該年度の前の研究の成果と、当該年度の計画について、確認していくという作業で、何回という決まりはなくて、今回でしたら、説明を受けて、事前に質問事項を出し、それに対する回答について一つ一つ回答を得て、そこに対する疑義を潰していくというような形でやっていますので、そういった作業が毎年繰り返されるというような形になります。

西澤委員

寿都町長の文献調査の話から、北海道知事の発言あり、町長もいろんなところから取材も受けているのかなというふうに、話も聞いておりますけれども、北海道の姿勢として、今回の令和2年度以降の計画に関しても、ある程度年数を決めてという話になっています

が、北海道知事の発言でも、受け入れがたい条例を持っている北海道という話がよく出てきて、またその中で、条文の中身を見てみても、北海道の地域性があり、今の研究を進めていくと、今までは、受け入れがたいという内容になっていると、文書通りに読むとそうなるので、そうなのかなというふうにしかな感じ取れないんですけども、その中で、北海道の姿勢としては、何か、かなり矛盾を抱えた知事の発言かなというふうに思っていますが、現在この処分場の研究の期限があり、その中で研究をしていき、目標というか研究の成果があれば、そこで終わるで、確認会議の中でしたかね、文章の中で、北海道は、調査研究が終わっていなくてもそのときにはもう、続行を拒否するじゃない、そこで認めない、次の計画をこれ以上認めないことができるっていう文言が確か入っていたと思うんですけども。北海道は、これ以上の延長認めないことができるみたいな内容があったと思ったんですけど。

角山企画政策課長

研究の延長期間は、令和10年度までで、ここの中でしっかり成果を出してっていうようなことは、承知してます。

西澤委員

それ以降を認めないこともできるみたいな確か文言があったと思うんですが。

岩川副町長

多分、知事が道議会等で答弁されてることかなと思うんですけども、9年間の延長を認めたんですが、それ以降、どう考えてるんだっていう質問に対しては、現時点では認める考えはございませんというような答弁をされてるというふうに認識してます。

西澤委員

その上で、先ほども、発言したように、北海道の発言がちょっと矛盾してるんじゃないかというふうに、私は感じているんですけども、その辺、町長はどう感じているのか発言できる範囲でお願いします。

野々村町長

知事の方向性っていうのは、我々は直接お話ししてないし、ニュースソースだけの話ですから、私どもで知事の話がどうのこうのという話はないと思ってます。

きょう、寿都町で午後から会談をするということで、またニュースになるんだと私自身思ってますけど。

それぞれ、今の時点で、私が思うのに、取材を受けたときも同じように話してますけど、私が思うのには、今、寿都町は、議会に説明をし、町民にも説明をして、反対だったらやらない。そういうスタンスで、今、ようやく説明を仕掛けているということですから、それを受ける、受けないも寿都町で決まってると思っていません私自身は。そこに知事がもう決まったかのごとく、発言っていうのは、ちょっと私としては、スタンスが違うなど。それは、取材上の話ですから、知事が言ったか言わないかは、わからないですけど、我々は、ニュース上で見た限りは、そういうふうにしかな見えない記事でしたねというお話をさせていただいてます。ですから、唐突に早過ぎる見解は、世の中に出過ぎているんじゃないかなと思ってます。そこっていうのは、一旦、立ち止まって寿都町さんにきちんと議論をしていただいて、そこで、どこまで受けるか受けないかも含めて、判断されてから、皆さんがそれぞれその立場でやられたらいいし、概要調査に入ると、知事の意見を述べる幕

が出てきます第2弾で。そのときに、はっきりとそれは好ましくないと言えば、いいんじゃないかなという気がしてますけど、余りにも、ちょっと唐突に進み過ぎて、議論する場がないというところは、我々も、同じように、記者の方にも言いましたけど、我々も研究しかしないよって約束でやってる割には、処分場になるんだから反対って言ってるのと同じですよって。やっぱりそこってというのは、そこまで我々、町としては決めてない、研究しかしませんということ、スタート時点から約束の三者協定を守ってきているわけですから、そこってというのは、やっぱり議論する時間は、必要なんじゃないですかというお話を取材でさせていただいています。

ですから、先ほど言った知事も、そう言ったとか言わないでなくて議会の中で、私自身は、9年で終わるものだし、延長というのは、今時点で考えてはいない。これは全て、なかなか難しいニュアンスなんだけど、今時点、考えていないということですから、それぞれの皆さんの気持ちの中で、解釈していただければいいと思ってますし、そこからは、絶対に延ばさないということの発言は、私ども聞いてませんし、それから成果が上がったら、9年間で終了するものと思ってるという文言になってますので、そこも皆さんの気持ちの中で、解釈をしていただければ、わかるのかなということだと思ってます。私がお答えしているのは、9年間で成果がでるように、一生懸命、町としても全力で応援していきますということをお伝えをしております。だから、この先のことは、まだ、誰にも理解できてないし、この研究をどうするかということ自体も、終わることを前提で、一生懸命、全力を挙げて、機構さんも研究するんだと思ってます。

齋賀委員長

ほかにありませんか。

(一同無言)

ではないようですので、以上をもちまして、「幌延深地層研究計画に係る確認会議の開催について」は閉じたいと思います。ありがとうございました。調査事項はこれ全てです。

3 その他ありませんか。

角山企画政策課長

ちょっと、企画政策課からお伝えしたい話題がございまして、少し営業時間いただいてもよろしいでしょうか。

齋賀委員長

はい

角山企画政策課長

今ちょっと資料配りします。

ワイン樽の事業ということで、以前から取り組んでおりまして、第1弾として試験製造したワイン樽、今、北海道ワインさんに預託してやって製造しておりますけれども、その第2弾が9月下旬に販売できるような見通しが立ちましたので、話題として提供させていただきます。

今回は、町の木で作った木樽に6カ月間、熟成を行って、風味付けをしております。

前回と違う点は、販売可能の状態になったということで、今、販売については、先日出ております純米酒や焼酎のように、幌延町内の酒飯店さんをメインで、あとは今回北海道ワインさんと流通に当たっては、田中酒造さんに御協力いただいております、ちよっ

と小樽でもこの商品を宣伝したいという話を受けてますので、小樽市内の酒飯店の一部において、今回600本限定の醸造ということで、町の宣伝に使いたいなというふうに思っております。

商工会さんにも、この話題というのは、常々入れておきまして、酒飯店さんの調整等々は今後やっていきたいなと思ってますんで、ぜひ販売した際には、味見していただければということで情報提供させていただきました。

斎賀委員長

ケースか何かつけるんですか。

(「瓶だけです。」の声あり)

高橋秀明委員

試飲はもうできるっていうことなんですかね。

角山企画政策課長

商品がきてからその辺は。

幌延町で出資しております株式会社幌延町トナカイ観光牧場でも、お酒を販売する免許を取得しまして、ホロカルでも販売先として追加して、また少しでもということで考えております。

高橋秀明委員

私古い料理人なんですけど、バーニャカウダーって初めて聞くんですけど、この内容教えてください。

角山企画政策課長

これは、オリーブオイルとニンニクとアンチョビとかを混ぜてつくったソースなんです。野菜をつけて食べる、結構、味の濃いソースです。この説明にも書いてるんですけども、酸味が結構ありますので、濃い味つけの料理に合うっていうようなことを書いております。

無量谷委員

ワイン樽を作り始めて、その後、継続してワイン樽の製造を継続しているのか、していないのか。何か、最初の樽だけでやってるのかなって思っていたけど、その辺、継続して、一応、幌延の樽を作っているのかいないのか。

角山企画政策課長

初回は、3つ樽を作りまして、昨年度、更に4つ樽ができました。

7つの樽を使いまして、ワインをつくる北海道ワインさん、あと、お酒をつくる視察いただいた田中酒造さんと、新しく札幌でジンをつくっている会社がありまして、ウイスキーですとか、そこはワインもやってるんですけど、そこで樽の風味付けをチャレンジしたいということは話ありましたんで、そこにも、対応して、ちょっと新しい商品開発っていうのをやっていきたいと思ってます。

佐藤委員

一樽ってどれくらいの量なんですか。

角山企画政策課長

200リットルくらいです。約300本くらい。

斎賀委員長

ミズナラの熟成ワインについて、他になにかありませんか。

(「ありません」の声あり)

その他、他に委員からありませんか。

(「ありません」の声あり)

以上をもちまして、まちづくり常任委員会全日程を閉じたいと思います。

皆さんご苦労様でした。

(14時05分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主事 満保希来